②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
（記載上の注意）
［(1)～(39)　略］
(40)　重要な契約等
［ａ～ｆ　略］
ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
［(a)・(b)　略］
［(41)～(44)　略］
(45)　経理の状況
ａ　財務諸表及び中間財務諸表（以下ａ及びｂにおいて「財務諸表等」という。）を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第２種中間財務諸表である旨）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする。
［ｂ・ｃ　略］
［(46)～(58)　略］

**第二号の六様式**

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | |
| 【英訳名】 | |
| 【代表者の役職氏名】 | |
| 【本店の所在の場所】 | |
| 【電話番号】 | |

②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
（記載上の注意）
［(1)～(39)　同左］
(40)　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
［(a)・(b)　同左］
［(41)～(44)　同左］
(45)　［同左］
ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表及び中間財務諸表（ｂにおいて「財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨記載すること。
［ｂ・ｃ　同左］
［(46)～(58)　同左］

**第二号の六様式**

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | |
| 【英訳名】 | |
| 【代表者の役職氏名】 | |
| 【本店の所在の場所】 | |
| 【電話番号】 | |